

令和5年度社会福祉法人の指導監査結果の概要について

沼津市は、社会福祉法第56条ほかの規定に基づき、社会福祉法人の運営の適正化を図るとともに、質の高い福祉サービスの提供に資することを目的として指導監査を実施しています。

令和5年度は、所管26法人のうち10法人に対し、一般監査10件、特別監査1件を完了しました。

監査の結果及び改善状況については、下記のとおりです。

一般監査

社会福祉法人の名称	文書指摘事項	10月末時点の改善状況
松濤会	なし	—
いずみ会	なし	—
岳東会	理事及び監事の就任承諾書・同意書等の必要書類を整備すること。【社会福祉法第38条】	改善済
	施設の管理者を理事に選任すること。【社会福祉法第44条第4項】	
	会計責任者及び出納職員の辞令を作成すること。【法人定款第38条、法人経理規程第8条第3項】	
	契約に際し、経理規程に基づく事務処理を行うこと。(見積もり業者数の不足)【法人経理規程第73条第4項】	
鷹の羽会	なし	—
和合会	なし	—
駿河厚生会	なし	—
宏寿会	書面で償還金贈与を約束した寄附を履行しない者に対し、法人として方針を具体的に審議・検討すること。【法人設立時の償還金贈与契約書】	改善中
東静会	なし	—
松の郷	なし	—
光明会	評議員に対する報酬の支給基準について、明文化した規定を定めること。【法人定款第9条】	改善中
	会計責任者及び出納職員に対する辞令を作成すること。【法人定款第39条、法人経理規程第6条第3項】	
	現金の出納事務に際し、経理規程に基づく事務処理を行うこと。【法人定款第39条、法人経理規程第21条及び第22条】	

特別監査

社会福祉法人の名称	文書指摘事項	10 月末時点の改善状況
光明会	給与規定に基づく支出がされていないため、再度算定し令和 5 年度中に適切に支出すること。【給与規程第 11 条及び第 12 条】	改善中